

# 相続税 ～生命保険の非課税限度額に魔の手が～

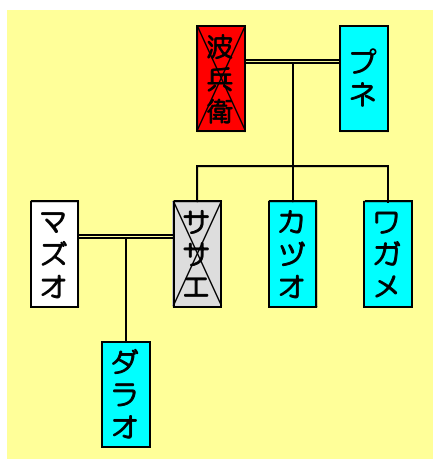
今回も、改正情報第2弾です。前回の基礎控除額と税率の改正のほかに、相続税ではもう一つ大きな改正がありました。生命保険の非課税限度額です。また、納付する相続税額から控除する未成年者控除額と障害者控除額の金額も改正されました。

## (1) 生命保険の非課税限度額

被相続人の死亡により生命保険が支払われた場合、その全額は課税されずに一定の非課税限度額があります。おさらいですが、生命保険の非課税限度額は『500万円×法定相続人の数』でした。今までは法定相続人であればよかったのですが、これが今回の改正により下記の制限がつくことになりました。

- ・ **未成年者**である法定相続人
- ・ **障害者**である法定相続人
- ・ **相続直前に被相続人と生計を一にしていた**法定相続人

以下、具体例で見ていきましょう。



法定相続人等	波兵衛死亡時の状況/波兵衛と生計一・別	年齢
波兵衛	世田谷区在住	67歳
プネ	波兵衛と折り合いが悪く長崎市に別居。別生計	65歳
カツオ	<b>障害者</b> 。わけあってジンバブエで自活	24歳
ワガメ	波兵衛の世話のため世田谷区で <b>同一生計</b>	22歳
ダラオ	足立区でマズオと同居、別生計	<b>16歳</b>

波兵衛が亡くなりました。法定相続人は上記の通り4人です。

まず、プネは配偶者でも別生計のため、法定相続人の数から除外されます。カツオは別生計でがんばっているようですが障害者のため算入、ワガメは同一生計のため算入、ダラオは別生計ですが未成年者のため算入というわけ

で、生命保険の非課税限度額は500万円×3人=1,500万円となります。

なお、同様に計算する退職金の非課税限度額の規定がありますが、こちらは『500万円×ズバリ法定相続人の数』という従来通りの適用で変更ありません（ややこしくなりましたね）。

## (2) 未成年者控除・障害者控除の改正

増税のことばかり書くと、減税部分もちゃんと書けと当局から苦情が来るかもしれないので、少しだけ触れます。今回の改正で、未成年者控除と障害者控除の控除額が拡大されました。これまで、未成年者控除額は『相続人が20歳に達するまでの年数×6万円』でしたが、この6万円が10万円に引き上げられました。障害者控除についても同様で、これまでの『相続人が80歳に達するまでの年数×6万円（特別障害者については12万円）』が、それぞれ10万円（20万円）に引き上げられました。

## (3) 適用開始時期

上記(1)(2)の改正も、前回と同様に平成23年4月1日以後に発生する相続（遺贈）から適用されます。

カ『住めば都とはよく言ったものだよ』

